

第2回アカデミック・リンクセミナー  
「障害者差別解消法と学修支援」

**「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」**

2016年2月19日  
立命館大学  
常世田 良

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## 関西圏の大学図書館の状況

### ■ 聞き取り調査(2014年度)

#### 1. 対象大学

国立大学 2校

公立大学 1校

私立大学 4校

#### 2. 対象機関

附属図書館

学生支援室(課)

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## 関西圏の大学図書館の状況

### ■ 各大学図書館で実施している支援

- 館内の案内、拡大読書器、車椅子用閲覧机、  
車椅子用階段昇降機
- 対面朗読室、肢体不自由学生のための部屋
- PCに音声出力機能搭載、インターネットページの閲覧の支援、  
デジタルデータへのアクセスの案内
- \* 全校、墨字資料のスキャンサービスは未実施

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## 関西圏の大学図書館の状況

### ■ 図書館間連携について

- 図書館としては相互利用は任務。不可能ではないだろう
- 問題意識は持っているが動けていないのが現状
- 送受信の方法に関する検討も必要
- 支援室に委託するという形がせいぜいだろう
- 学内の体制を大幅に変えなければならないので難しい

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## 関西圏の大学図書館の状況

### ■ 支援室との連絡体制

- 月に1回、障害学生支援に関する会議がある 1校
- 年に1回会議開催 1校
- 必要に応じて 1校
- 今後の検討課題 その他

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## 関西圏の大学図書館の状況

### ■ 学生支援室からの聞き取り

- 文化庁に電話をして、支援室が複製を認められる「主体」の範囲に入るかどうかを確認したことがあるが、「入らない」といわれた
- テキストデータ化(スキャン)、板書のデータ化とガイドヘルプ
- 点訳ソフト、点字プリンター、レーズライター、音声ソフト等を購入して資料を点訳
- 移動介助、視聴覚資料の音声ガイド、対面朗読

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## 関西圏の大学図書館の状況

### ■ 学生からの聞き取り

- ・ 点訳ボランティア:大学の支援室:サピエ=9:1:0
- ・ 学習に必要な図書は、せつかく大学図書館にあるんだから、もう少し何とかできないのかと思う。
- ・ 先生が突如配るプリントがある。テスト前になると、最後の授業で課題資料が配られたりする。点訳が遅れた時にテスト勉強ができない、レポートが書けない。
- ・ 職員の配置換えがあるとスキルが落ちて間に合わなくなる。

## ■ 著作権法37条改定(2009年)の目的と経緯

- 図書館における障害者向け媒体変換(複製)に関する「権利制限」の拡大
- 対象 : 障害の種類、対象施設、媒体など
- バリアフリーの社会潮流(差別解消法、障害者権利条約批准など)に向けた国内法整備  
→ すべての障害を対象とする



「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## ■ 著作権法第37条第3項のポイント

- 政令で定めるもの(図書館)は
- 「視覚によりその表現が認識される方式」を
- 「当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者」に提供するために
- 「利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信を行うことができる」

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## ■ 法令整備の状況

- 法令の本法では、一般的に法の及ぶ範囲について個別具体的な規定はされないため  
施行法、告示、条例等によって具体的な  
範囲を定めることが一般的な手法。
- しかし図書館に関する著作権の課題については、当事者間での調整に委ねられている。

# 「障害者差別解消法と学修支援」 「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」平成13(2001)年協議開始  
平成16(2004)年5月正式設置

- 図書館団体(団体の五十音順)
  - 国公立大学図書館協力委員会
  - 社団法人全国学校図書館協議会
  - 社団法人日本図書館協会
  - 全国公共図書館協議会
  - 専門図書館協議会
  - その他オブザーバとして国立国会図書館など
  
- 権利者団体(団体の五十音順)
  - 有限責任中間法人 学術著作権協会
  - 社団法人 日本映像ソフト協会
  - 社団法人 日本書籍出版協会
  - 株式会社 日本著作出版権管理システム
  - 社団法人 日本複写権センター
  - 社団法人 日本文藝家協会

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

■ 「著作権に関する図書館団体懇談会」(五十音順)

- 公立大学図書館協議会
- 国立国会図書館
- 国立大学図書館協議会
- 社団法人全国学校図書館協議会
- 社団法人日本図書館協会
- 私立大学図書館協会
- 全国公共図書館協議会
- 専門図書館協議会
- 日本看護図書館協議会

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

■ ガイドライン策定の経緯

- 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」における図書館の障害者サービスに関する合意（法改正以前）
- 同協議会障害者サービスグループ（図書館・権利者双方より委員選出）による権利制限に関する討議（法改正以前）
- 法改正を受けて、同グループにおいてガイドライン作成へ

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## ■ 「ガイドライン」策定の目的と対象

1. 著作権法のグレーゾーンに関する明確化
2. 対象：障害の種類と程度  
媒体変換（複製）の種類と範囲
3. 図書館間協力の推進

## ■ 障害の種類と程度

### ◎ 種類・程度は図書館の判断による！

- 視覚障害、発達障害、ディスレクシア
- 肢体不自由、寝たきりなど
- \* 一過性の怪我、入院
- \* その他図書館が認めた障害

## ■ 媒体変換(複製)の範囲

- 対象:映像を除くほとんどの全ての著作物
  - 複製の範囲:「必要な方式」、翻案
  - 複製の自動公衆送信も可能
  - \* 「所蔵」の有無は問わない(37条)
- 未確定なもの : 変形、翻案の範囲



「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## ■ 媒体変換の主体（施設機関）の範囲

- 政令によるもの  
公共図書館、大学図書館、学校図書館

大学の学生支援室は対象となる見込み  
未確定な病院図書館、専門図書館などは  
権利者との「覚書」による見通し

「障害者差別解消法と学修支援」  
「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

## ■ 複製物（媒体変換生成物）の譲渡が可能！

- ・ 著作権法第47条の10

「複製権の制限により作成された  
複製物の譲渡」

# 「障害者差別解消法と学修支援」 「著作権法第37条ガイドラインと大学のスタンス」

- 参考
- 1. 「平成21年通常国会 著作権法改正等について」文化庁
- [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html)
- 2. 『文化審議会著作権分科会報告書 平成21年1月』文化審議会著作権分科会
- [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21\\_houkaisei\\_houkokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/21_houkaisei_houkokusho.pdf)
- 3. 著作権法改正案に対する附帯決議 参議院(平成21年6月11日)
- [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/171/f068\\_061101.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/171/f068_061101.pdf)
- 
- 4. 「著作権改正とこれからの視覚障害者の情報保障」梅田ひろみ (視覚障害：その研究と情報 2009.9)
- 5. 「解説 著作権法の一部を改正する法律(平成21年改正)について」文化庁著作権課(コピーライト2010.1)
- 6. 梅田ひろみ「著作権法改正を活かして、今こそみんなの図書館に」(みんなの図書館2010.3)
- 7. 山本順一「2009(平成21)年著作権法改正と図書館サービス」(図書館雑誌2010.3)
- 8. 前田章夫「著作権法改正が与える影響等について」(図書館界2010.5)
- 9. 佐藤聖一「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドラインと障害者サービス」(図書館雑誌2010.7)
- 10. 南亮一「2009年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと 障害者サービスに関して」(図書館雑誌2010.7)